

◆業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和８年度第１四半期分

整理 番号	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	令和８年度財務会計システム及び人事給与システム更新作業業務委託	情報処理	日本電気（株）	1,443,200	令和8年4月10日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G 4
2	令和８年度庁内情報ネットワークシステムにおける仮想化基盤更新作業等業務委託	情報処理	（株）オプテージ	109,725,000	令和8年4月27日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G 4
3	令和８年度 庁内ＰＣ端末更新対応業務委託	情報処理	（株）オプテージ	9,680,000	令和8年4月27日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G 4
4	令和８年度統一的な基準による地方公会計における財務書類作成等支援業務委託	情報処理	（株）ニシオカ	726,000	令和8年4月28日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G 4

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 財務会計システム及び人事給与システム更新作業業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

現在利用している財務会計システム及び人事給与システム（以下「本システム」という。）は、日本電気株式会社が構築し、同社が平成 27 年 4 月 1 日以降これまで本システムのサービス利用契約を締結している。

本業務は、本システムのうち、人事給与システムにおいて、子ども・子育て支援法等の法改正対応版パッケージの実装作業等を実施し、財務会計システムにおいて、令和 7 年 3 月に総務省が公表した「統一的な基準による地方公会計マニュアル改訂」における制度変更に対応した公会計システムに更新を行う業務であり、既存システムと密接不可分の関係にあることから、本システムのハードウェア及びソフトウェア、情報通信環境等を十分把握した上で行う必要がある。また、本システム更新後の安定稼働に対しても一貫して責任を持たせる必要がある。

以上のことから、本業務を遂行できる事業者は本システムを構築し、サービス利用契約を締結している同社のみであるため、日本電気株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 総務部 総務課

（電話番号 06-6630-3185）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 庁内情報ネットワークシステムにおける仮想化基盤更新作業等業務委託

2 契約の相手方

株式会社オプテージ

3 随意契約理由

大阪広域環境施設組合庁内情報ネットワークシステム（以下「庁内情報システム」という。）は、本組合の財務会計・人事給与システムを利用するための基盤となるほか、Eメールやインターネット利用等の情報通信の基盤となるもので、株式会社オプテージによって平成26年度に構築され、同事業者が平成27年4月1日以降これまで庁内情報システムのサービスやハードウェア（ネットワーク機器及びサーバ機器等）の提供と保守管理を行っている。

今年度、仮想化基盤等のハードウェアが耐用年数を迎えることから、庁内情報システムの安定稼働及びセキュリティレベルの最新化のため、これらハードウェアの入替と関係ソフトウェアの更新を行う必要がある。

本業務の実施にあたっては、庁内情報システムのサービスやハードウェアの提供と保守管理をしている株式会社オプテージ以外の事業者では業務対応が困難である。また、別の事業者により実施した場合、庁内情報システム等に著しい不具合が生じる可能性がある上、動作の保証ができない。

以上のことから、株式会社オプテージと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 総務部 総務課
(電話番号 06-6630-3185)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 庁内PC端末更新対応業務委託

2 契約の相手方

株式会社オプテージ

3 随意契約理由

大阪広域環境施設組合庁内情報ネットワークシステム（以下「庁内情報システム」という。）は、財務会計・人事給与システムを利用するための基盤となるほか、E-メールやインターネット利用等の情報通信の基盤となるもので、株式会社オプテージにより平成26年度に構築され、同事業者が平成27年4月1日以降これまで庁内情報システムのサービスやネットワーク機器の提供と保守管理を行っている。

現在、本組合で使用しているPC端末のオペレーティングシステム（以下「OS」という。）は、Microsoft社のWindows10であるが、令和8年度中に本組合で使用するPC端末を同社の後継OSであるWindows11を搭載した端末に更新する予定である。

新たなPC端末を庁内情報システムと接続して使用できるようにするためには、庁内情報システムに対して設定作業等を行う必要があるが、この作業は庁内情報システム構築事業者以外の事業者では対応が困難である。

また、別の事業者が作業した場合、庁内情報システムに著しい不具合が生じる可能性がある上、動作の保証ができない。

以上のことから、株式会社オプテージと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 総務部 総務課
(電話番号 06-6630-3185)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度統一的な基準による地方公会計における財務書類作成等支援業務委託

2 契約の相手方

株式会社ニシオカ

3 随意契約理由

本業務は、地方公会計を安定的に運用していくため、財務書類の作成等において支援を受けることを目的とするものである。

財務書類の作成等については、専門的な知識が必要となるが、本組合には同知識をもった職員がいないため、専門家による支援が不可欠である。

本組合の公会計システムには、株式会社システムディ製「PPP」が導入されており、正確な財務書類の作成に当たっては、会計知識のみならず、本組合の公会計システムを熟知した上での支援が必要となる。また、財務書類作成等の基礎となる資金仕訳では、過年度と考え方が異なることなく、また、それに基づき新規事案にも同様の判断をしなければ、年度間での各金額の整合性が取れない事態となることから、過年度と同一の判断が可能な専門家の支援を要する。

株式会社ニシオカ(西岡会計事務所)は、地方公会計に係る知識はもとより、株式会社システムディが、会計業務知識とシステム面の両面からユーザーをサポートするため特別会員となっている一般社団法人地方公会計研究センターの会員であり、「PPP」の構成及び操作方法について熟知している。

また、過年度において本組合の財務書類作成等にあたり支援を受けてきたことから、今後も同一の判断のもとで本組合の財務書類作成等を支援することができる唯一の事業者である。

以上のことから、地方公会計における財務書類作成等支援業務を委託するにあたり、株式会社ニシオカと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合総務部経理課

(電話番号 06-6630-3346)